

第2回林業公社の経営対策等に関する検討会の概要について

1 日 時 平成20年11月27日（木） 15:00～17:00

2 場 所 総務省共用会議室2

3 出席者 別紙のとおり

4 議 事

- ・ 国に対する提案・要望等について
- ・ 平成21年度予算及び地財措置について

5 出席者の主な発言内容

- ・ 利用間伐推進資金については、森林が若く利用間伐の齢級に達していない部分が大宗を占めているため、活用したい思いはあるが十分に活かし切れていない状況。
- ・ 森林整備のあり方等長期的な施策と、当面の資金手当等短期的な施策を分けて、検討することが必要。
- ・ 森林の整備に当たっては、環境、雇用、防災などの観点から、国民的コンセンサスが得られるような補助金の充実をお願いしたい。
- ・ 将来の収支について、個別団体ごとのみではなく全体として、伐期を延ばす中で収入がなくて大変だということ等がわかる資料の提出をお願いしたい。客観的なデータを基に、どの程度の対策を講じるか議論する必要がある。
- ・ 繰上償還の特例措置は、昨年度で終了しているが、現在、利率が高い借入残高がどの程度あるか。また、短期債務はどれほどあるのか、長期・短期の内訳を教えてください。
- ・ 長期収支は各県によって算定する前提条件が違うが、一定の統一的な前提を置けば可能である。木材価格や利用率が試算に大きく影響し、材価が少し上がっただけでも大きく変わるが、ある程度の目安とはなり得る。
- ・ 第三セクター処理の観点からは、早くから対策を取ってきている公社と、放置して債務が大きくなった公社を全部同じ扱いにしているのかという問題意識がある。

- ・ 経営責任を議会、住民を交えて情報公開した上で議論していただくことが前提にないと支援は難しい。
- ・ 森林整備の補助は間伐等の施業を対象としており、債務、管理経費、契約変更経費には対応できない。また、補助事業の活用と併せ、木材の利用促進、低コスト化等を図ることが重要であり、団地的に造成された森林をもつ公社は有利な面を持つことから、積極的に取り組むことが重要である。国の補助率は基本的に1/2程度であり、林業公社が活用できるメニューや事業の拡充に取り組むことが重要である。
- ・ 現在は間伐主体であるが、今後主伐期を迎える中で、林業公社を含む民有林全体の経営がどう回っていくのか、それに対する支援はどのようなものが考えられるのかが、今後の林野庁の政策形成の上で重要なポイント。
- ・ 分収林契約においては契約当事者間の合意が基本である。仮に共有地で合意が得られない場合には分筆による対応も可能であり、現行法制度の改正は要しないと思われる。契約変更の条件整備等に使える補助事業を措置しているので活用願いたい。

(別 紙)

「林業公社の経営対策等に関する検討会(第2回)」出席者名簿

末宗 徹郎	総務省自治財政局調整課長
佐々木 克樹	総務省自治財政局公営企業課長
高田 寛文	総務省自治財政局財務調査課長
牧元 幸司	林野庁林政部企画課長
黒川 正美	林野庁森林整備部整備課長
西林寺 隆	林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室長
佐藤 文隆 (代理出席 近藤 誠二 農林水産部次長)	秋田県農林水産部長
太田 昇	京都府総務部長
臼井 裕昭	高知県森林部長
久保田 修	大分県農林水産部森林整備室長
白尾 國豊 (代理出席 十島 伸一 林務水産部次長)	鹿児島県林務水産部長

(敬称略)